

辺野古新基地建設で沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書(案)

沖縄戦では、多くの県民が避難していた南部は、日本軍(第32軍)司令部が首里(現、那覇市)から撤退してきた結果、軍民混在の「地獄の戦場」と化しました。このため一般住民の犠牲が大きく広がり、日本側18万8,136人(うち県出身者12万2,228人)、米側1万2,520人の計20万656人が戦死しました。糸満市摩文仁(まぶに)の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1,593名の氏名が刻銘されています。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の貴さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されています。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われています。

菅政権は昨年、辺野古新基地建設の埋め立て予定海域に軟弱地盤があることを認め、その改良のための設計変更を県に申請しました。それによると、当初は本島北部地区に限っていた県内の土砂(岩ズリ)採取場所に南部地区(糸満市、八重瀬町)などが加えられました。しかも、県全体の岩ズリの調達可能量約4,476万立方メートルの7割に当たる約3,160万立方メートルが南部地区からとされています。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋め立てに使用することは人道上許されるものではありません。

よって、政府におかれては、下記の事項を速やかに実現されるよう強く要望します。

記

- 1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋め立てに使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦のあった沖縄の事情に鑑み「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月 日

春日部市議会

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
内閣官房長官様
内閣府特命担当大臣
(沖縄及び北方対策)様
外務大臣様
厚生労働大臣様
防衛大臣様